



## 11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施

福島県では、1日も早い復興に向けての取組が県下全域で行われておりますが、東電福島第一原発の事故による除染作業や復興工事による工事量の増加に伴い、建設業や運輸交通業を中心に労働時間の増加が懸念されており、過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害や割増賃金の不払いなどの問題も後を絶たない状況です。

福島労働局（局長 <sup>かわいともり</sup>河合智則）では、これらの問題の解消に向けて11月に「労働時間適正化キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、労働時間の適正化を図るための取り組みを実施します。

### 1. 「労働時間適正化キャンペーン」の趣旨

過重労働による健康障害、割増賃金不払いなどの問題の解消に向けては、使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な措置等を講ずることが求められています。

また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使一体となった取り組みを行うことが重要です。

福島労働局では、この労使の取り組みが主体的に行われるよう促進します。

### 2. 労使の取り組み

- (1) 労働時間の適正な把握の徹底
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- (3) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減

### 3. 福島労働局・労働基準監督署の主な取り組み

- (1) 県内の主要な使用者団体等へキャンペーンの協力要請やリーフレットの配布を行います。
- (2) キャンペーン期間中、職場の労働時間に関する情報を匿名でメールにて受け付けます。  
[URL : http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html)
- (3) 管内の労働基準監督署で、労働時間の適正化を図る重点監督指導を実施します。
- (4) キャンペーンについて、報道機関への発表、ホームページへの掲載等を行います。

### 4. 実施期間

平成24年11月1日（木）から同年11月30日までの1ヶ月間